

精神障害の労災認定の現状・課題と論点（案）について

○ 現状

- ・ 現行認定基準の策定から約 10 年が経過する中、労災請求件数は大幅に増加し、年に 2,000 件を超える状況となっている。
- ・ 平均処理期間はいったん短縮がみられたが、近年の請求件数の増加を反映して再び長期化傾向にあり、令和 2 年度の平均処理期間は 8.5 か月となっている。（調査・決定の流れは別紙のとおり。）
- ・ この間、働き方の多様化が進み、労働者を取り巻く環境も変化している。また、新たな医学的知見としてのストレス評価に関する調査研究等も行われ、裁判例、支給決定事例等の蓄積も進んでいる。

○ 課題

- ・ 今後も請求件数が増加することが考えられ、審査のより一層の迅速化、効率化を図る必要がある。
- ・ 現下の労働環境の変化等に対応するため、最新の医学的知見、裁判例、支給決定事例等を踏まえ、認定基準の全般にわたって検証を行い、より迅速かつ適切な業務による心理的負荷の評価等が行えるものとする必要がある。

○ 論点（案）

以上を踏まえ、次のような事項の検討が必要ではないか。

- ① 精神障害の成因、認定要件とその考え方について
- ② 対象疾病について
- ③ 業務による心理的負荷の評価について
（具体的出来事の追加・修正・統合、出来事ごとの心理的負荷の強度、出来事が複数ある場合の評価、労働時間の評価、評価期間等）
- ④ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価について
- ⑤ 発病の有無、発病時期、悪化等の判断、自殺の取扱いについて
- ⑥ 療養及び治ゆについて
- ⑦ 認定基準の運用について

精神障害事案の標準的な調査・決定の流れ

